

令和 8 年 2 月 5 日  
共 産 党

## 労働時間の規制緩和を行わないことを求める意見 書（案）

高市首相は政権発足早々の令和 7 年 1 0 月 2 1 日、上野厚生労働大臣に対し、「心身の健康維持と従業者の選択を前提にした労働時間規制の緩和の検討」を指示したと報じられた。

人手不足を背景に経済界から労働時間の規制緩和を求める声が出ていることを背景に、自民党が参院選の公約に「個人の意欲と能力を最大限活かせる社会を実現するため、『働きたい改革』を推進」と掲げ、高市首相も総裁選公約に「労働時間規制につき、心身の健康維持と従業者の選択を前提に緩和」と明記した。

しかし、日本のフルタイム労働者の労働時間は欧州諸国に比べ年間 3 0 0 時間程度も長く「過労死」が後を絶たない。令和 6 年度の業務の負荷による過労死は、脳・心臓疾患による死亡 6 7 件、精神障がいによる自殺 8 8 件にのぼっている。

労働基準法の法定労働時間は「1 日 8 時間・週 4 0 時間」とされているが、すでに、令和元年度から順次施行された「働き方改革関連法」によって、残業時間の上限は特別の事情がある場合、労使協定によって「月 1 0 0 時間未満」「2 ～ 6 カ月平均で月 8 0 時間」まで容認され、過労死に至る水準にまで、労働時間の規制緩和が行われている。さらなる規制緩和は、長時間労働の解消に逆行するものにほかならない。

残業時間の上限規制を見直すことこそが、働く者と家族の健康維持、命とくらしを守るための最優先課題である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、これ以上の労働時間の規制緩和を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

厚生労働大臣 宛